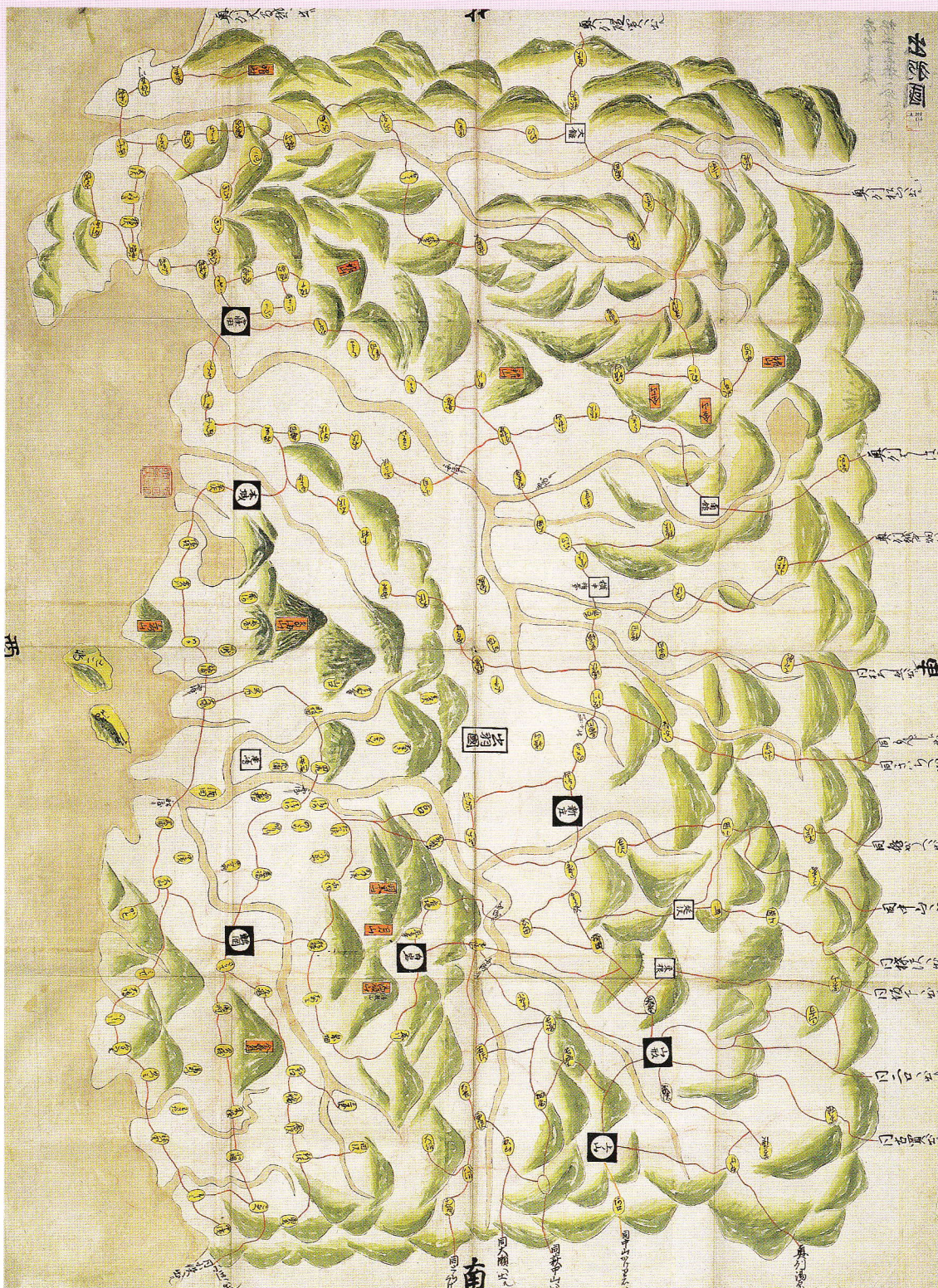


秋田県

# 公文書館だより

第14号 平成13年4月1日



「日本六十余州国々切絵図 出羽国」(A290-114-1) (114cm×155cm)



# 日本六十余州国々切絵図

当館には、旧国六十八ヶ国を一つづつに仕立てた（備前国のみ二枚）六十九枚の絵図があり、これら一群の絵図を「日本六十余州国々切絵図」と総称している（以下「切絵図」と略称する）。

六十八ヶ国の絵図を揃って所蔵しているのは、山口県文書館と当館だけで、川村博忠氏が「寛永国絵図の縮写図とみられる「日本六十八州縮写国絵図」（『歴史地理学』一七六）で、白井哲哉氏が「日本六十余州国々切絵図」の地域史的考察「寛永国絵図の縮写図とみられる「日本六十八州縮写国絵図」（『駿台史学』一〇四号）で、「切絵図」を取り上げ、分析されている。

ここでは両氏の成果に学びながら、「伝来」と「作成年代」について、考えることにする。

宝永七年に作成された「御文書並御書物目録」に「東国絵図十一通上総、下総、上野、下野、武蔵、相模、常陸、陸奥、安房及古河等ノ図也、元禄十丁丑、江戸ニ於テコレヲ写ス」とある。これら十一通のうち現存する絵図は、古河と陸奥を除い

た九通である。

切絵図と東国絵図の伝来などを整理したのが、表1である。史料は天保三年に作成されたと思われる「御文書目録」と、明治三十三年、秋田県が、創立間もない「秋田図書館」に書籍を貸し付けた際に作成した「旧書籍目録」である。これらの絵図の中の「下総国絵図」（秋田本Bと表記）については、白井氏が先にあげた論文で取り上げ、切絵図の「下総国」（秋田本Aと表記）と比較・検討しておられる。そして秋田本Aには「本印壱番」の墨書が、秋田本Bには「七ノ仁」「三十三番」の朱書が見られると指摘されているが、それらは、表1の記号と一致する。

ところで、正徳二年に作成された「御絵図御用留書」には、「御兵具蔵」で「出羽十二郡大絵図」や「出羽七郡御絵図」等の絵図が保管されていると記されている。しかし、ここには切絵図も東国絵図も書かれておらず、伝来について現在では、これ以上は言及できない。

次に、東国絵図と切絵図を比較す

ると、東国絵図が切絵図よりも、山の形などていねいに描かれているが、構図や記載内容が同じで、この二つの絵図は、同じ「原図」を、さほど時間が経過しないうちに、違

者が写したものでないかと思われる。

さらに言えば、切絵図は東国絵図以前に写されたのではないかと思われる。切絵図を作成した者が、東国絵図を見ていれば、それ以上の絵図に仕上げたと思われるからである。

また、白井氏は正保期には武蔵国葛飾郡の一部として描かれている栗橋、幸手等が下総国の絵図（秋田本A、Bとも）に描かれていることに注目し、この地域は寛永十一年十月までは下総国猿島郡または葛飾郡と記され、同十四年七月に武蔵国葛飾郡に編入されたと、指摘されている。因みに「武蔵国絵図」（東国絵図）には、葛飾郡が入っており、両氏が指摘されているよう

に寛永期の絵図を模写したものでないかと思われる。

最後に切絵図と東国絵図と、正保の国絵図で、とられている出羽国の秋田部分の地名を比較したいと思

ったが、紙数の関係で省略し、一つだけ例をあげて検討したい。

山本郡八森町の町域に入る地域で二つの地図ともに「小伊良川」という表記し、さらに「梅津政景日記」寛永四年八月の条でも、「八森こいら川」と表記されている。しかし、正保四年の国絵図ではこの地名はとられていない。

とすれば、寛永期の絵図の模写という指摘が妥当性を持つてくる。いづれにしてもこれだけでは、論証不足なので、これらの絵図を活用した研究が一層進むことを期待したい。

（古文書課 菊池保男）

表1 60余州切絵図と東国絵図

| 60余州切絵図 |     |     |       | 東国絵図9通   |     |     |        |        |
|---------|-----|-----|-------|----------|-----|-----|--------|--------|
| 絵図名     | 縦   | 横   | 旧書籍目録 | 絵図名      | 縦   | 横   | 御文書目録乾 | 旧書籍目録  |
| 出羽国     | 118 | 167 | 本印壱番  | 出羽国11郡絵図 | 114 | 155 | 七番ノ仁   | 無之部 22 |
| 常陸国     | 118 | 160 | 本印壱番  | 常陸国14郡絵図 | 115 | 159 | 七番ノ仁   | 無之部 28 |
| 下野国     | 81  | 95  | 本印壱番  | 下野国9郡絵図  | 84  | 107 | 七番ノ仁   | 無之部 32 |
| 上野国     | 100 | 130 | 本印壱番  | 上野国14郡絵図 | 114 | 168 | 七番ノ仁   | 無之部 29 |
| 武蔵国     | 115 | 126 | 本印壱番  | 武蔵国21郡絵図 | 125 | 159 | 七番ノ仁   | 無之部 24 |
| 下総国     | 99  | 82  | 本印壱番  | 下総国11郡絵図 | 108 | 84  | 七番ノ仁   | 無之部 33 |
| 上総国     | 82  | 191 | 本印壱番  | 上総国11郡絵図 | 103 | 84  | 七番ノ仁   | 無之部 30 |
| 安房国     | 94  | 81  | 本印壱番  | 安房国4郡絵図  | 107 | 84  | 七番ノ仁   | 無之部 31 |
| 相模国     | 79  | 93  | 本印壱番  | 相模国8郡絵図  | 84  | 110 | 七番ノ仁   | 無之部 34 |



資料紹介

平成12年度の複製史料について

当館では、原本の保存と利用者への便宜を考えて、マイクロフィルム撮影による史料の複製化を実施している。マイクロフィルムへ撮影したものは写真帳に製本して閲覧室に配架し、電子コピー機での史料の複写に対応できるようにしている。大抵の場合、原本の複写を希望する人には、史料が傷むために電子コピー機の使用をお断りし、カメラでの写真撮影をお願いしているが、写真帳が閲覧室に配架されることにより電子コピー機の使用が可能となり、手軽に気軽に史料の利用ができることになる。

これまで「渋江和光日記」「梅津政景日記」「被仰渡控」「石井忠運日記」「町触控」「秋田藩家蔵文書」「野上陳令日記」「野上陳孝日記」などの史料を複製化している。今年度は県立図書館から移管された混架史料のうち、三二〇点の史料の複製を行った。主な史料は次の通りである。なお、史料名の下の数字は、整理番号である。

●「秋田の落葉」(一八一―一四二) 真崎勇助編。明治二十年〜大正五年成立。藩制、検地、社寺、詩歌、植林、採鉱、商工等多方面にわたる古人の著作を筆写し、編集したものである。  
●「羽陽秋水土録」(一八一―一四七) 照井浄因著。平鹿郡朝舞村玄福寺の

住職であった著者が秋田藩に献上した意見書。荒廃する農村を立て直すために、自然、農業、商業、信仰、行政のあり方を述べている。天明年間の成立と考えられている。

●「五十五日記」(一八一―一五八) 手柄岡持著。寛政六年成立。江戸から京都まで五十五日をかけて旅行した時の狂文・狂歌の紀行文である。

●「鉾山紀年録」(一八一―二四八) 杉原行天著。文政七年成立。秋田藩内の各鉾山の請負山師の名前、取扱担当者、所在地などを記している。著名な鉾山だけではなく、採掘事業が行われたものをほぼ全面的にとりあげ、その記載対象は細部に及んでいる。

●「善我先生上書」(一八一―二四九) 中山盛朝著。文政六年成立。八代藩主佐竹義敦の侍講をつとめた中山善我が、義敦のために記した上書数点を筆写し、一冊としたものである。

君主たるもののあるべき姿が論じられている。

●「秋田藩孝行記」(二二―一五四) 牛丸市郎右衛門、石川源七郎他著。文政七年〜嘉永二年成立。「天」「地」「人」の三冊からなる。父母に孝養をつくして藩より賞された農民、町民の名を記し、その孝養の実態を記録したものである。一冊目の奥書によれば、文化四年の幕府の命令によって、領内の孝行奇特の者を書き上げた簿冊の控えと考えられる。

●「初岡綱正日記」(二五―一〇二) 初岡綱正著。秋田藩士初岡綱正の藩校他の役職中の留書で、文久二年、文久三年、明治二年、明治四年一月〜五月の記録である。初岡は明治四年十二月国事犯として刑死している。初岡の直筆原本である。

●「御公務要録」(二五―一六八) 著者、成立年代ともに不詳。公儀御用勤方の心得をはじめ幕府達書や幕府への伺書・願書・届書等を記録したものである。

●「榎堂日録」(二五―一七〇) 長瀬直温著。安政三年〜安政四年の成立。安政二

年蝦夷地の幕領化に伴い、蝦夷地経営にあてられた東北諸藩は、箱館詰留守居役を派遣した。本史料は、秋田藩から箱館詰財用奉行見習として派遣された長瀬直温の箱館滞在中の日記である。長瀬の直筆原本である。

今後史料の複製化は継続していくので、是非多くの方に利用していただきたい。

(古文書課 後藤富貴)



閲覧室に配架された複製本

平成12年度複製化史料一覧(抜粋)

| 整理番号   | 史料名                   | 整理番号   | 史料名              | 整理番号   | 史料名               |
|--------|-----------------------|--------|------------------|--------|-------------------|
| 18-143 | 実武一家言                 | 21-78  | 大坂御陣争合之覚書        | 25-91  | 格式御定書             |
| 18-148 | 秋田名蹟考                 | 21-80  | 塗聴日新録            | 25-92  | 秋藩諸事勤方            |
| 18-151 | 引渡廻座略伝記               | 21-91  | 長野先生夜話集          | 25-106 | 久保田分限帳            |
| 18-154 | 藩討死人別調帳               | 21-165 | 松前下蝦夷地記行         | 25-161 | 久保田藩産産誌概要         |
| 18-155 | 慈雲院様御尊骸御道中御行列         | 21-200 | 御用記先例書           | 25-162 | 年々御不足銀指引取調        |
| 18-156 | 享和3年亥12月13日被仰渡武芸諸流順列帳 | 21-300 | 古方解              | 25-165 | 御火消方御条目           |
| 18-157 | 御領内惣有人調目録             | 21-305 | 方数               | 25-166 | 火消方留書             |
| 18-161 | 秋田珍事記                 | 21-306 | 胡桃館権宜必籠          | 25-167 | 箱館紀事              |
| 18-163 | 寛文9年己酉年9月5日松前蝦夷蜂起御加勢記 | 25-69  | 久保田藩事務様式         | 25-177 | 宗谷出張御陣屋           |
| 18-164 | 御用所御物書代々帳             | 25-70  | 軍陣備用救急摘方         | 25-180 | 御家門様公家衆寺院御由緒      |
| 18-175 | 芸海珠塵抄                 | 25-71  | 御軍事関係日記          | 25-183 | 御藩内戸数人口六郡正有高取調御用扣 |
| 18-212 | 聞書忠義伝                 | 25-72  | 御大名様国分御名前并御分限帳   | 25-184 | 覚書・御金蔵定           |
| 20-13  | 千町田の記 義和公御道之記         | 25-73  | 引渡并廻座家格取調付諸給人勤格式 | 29-205 | 古今和歌集             |
| 20-30  | 秋藩紀事                  | 25-81  | 佐竹家歴代執権職控        | 29-206 | 御領内六郡惣有高帖         |
| 20-34  | 義和公阿山・比川御道記           | 25-82  | 秋田火事之節勤方并御行列・覚書  | 29-207 | 水戸之記              |
|        |                       | 25-85  | 佐竹御家譜            | 29-217 | 義宣公御一代記           |
|        |                       | 25-89  | 出火之節御行列帳         | 29-222 | 忠宴日記              |
|        |                       |        |                  | 29-234 | 武備目録              |



## 「御公務控」について

公文書書庫には、慶応四年（一八六八）一月から明治五年（一八七二）三月までの「御公務控」一六冊が保存されている。

明治二年六月の版籍奉還で、久保田藩は政府の地方行政単位となった。四年一月に秋田藩と改称された後、七月に廃藩置県で旧藩域に秋田県が成立した。十一月には、岩崎・龜田・本荘・矢島の旧県および隣県から鹿角郡と仁賀保が統合された。この間、「御公務控」は久保田藩（秋田藩）から秋田県に書き継がれている。

版籍奉還後の藩で作成された公文書は、近代行政文書の範疇に入れ「藩庁文書」として扱われる。「御公務控」は行政制度の変遷をはさみ作成されているが、ここでは一応、藩庁文書の分類で考えてみたい。

藩庁文書は、藩の行政文書、政府との往復文書、藩知事家の文書に大別される。「御公務控」は、同じ書庫に保存される「御布告控」と共に政府との往復文書にあたる。

「御布告控」には主に政府の布告、

「御公務控」にはそれ以外の政府の指令や藩（県）からの伺、他藩（県）との往復文書などが記録された。

「御布告控」の内容は全国各藩各府県に伝達された布告であり、『法令全書』の中に全て収録されている。これに対し、「御公務控」の内容は久保田藩（秋田藩）および秋田県を軸とした往復文書と言える。

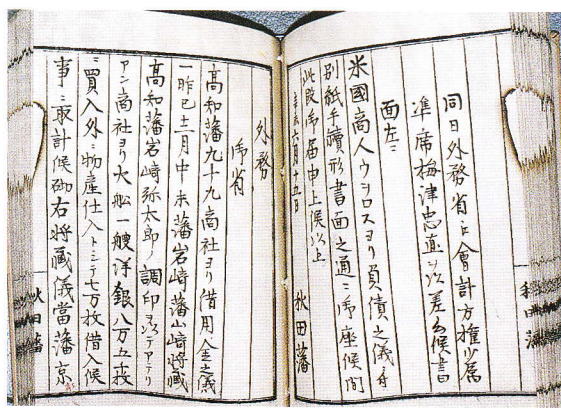
「御公務控」は、統合後の秋田県が開庁する明治五年三月まで作成されたらしい。が、六年八月の県庁火災の際に、三年の一〜三月分と八月〜十二月分が失われている。

一方、貴重文書書庫の「佐竹文庫（宗家）」にも、明治三年五月から五年一月までの「公務控」一三冊が保存されている。公文書書庫のものと照合すると、細部に若干の省略等があるものの、記録内容が一致する。記録担当者が、正本と副本の二部を作成したものと考えられる。

明治六年の皇城火災で正院の記録類が焼失したため、政府は各府県に維新以降の達・願・伺・届を提出さ

せた。この際、秋田県では「御公務控」の記録を謄写し「御一新以来御達願伺届往復等ノ写」を作成している。また、記録の提出命令は華族にも出された。東京府に移った佐竹宗家は、秋田県から「御公務控」を一部借用し、控えの欠落部分を埋めている。「御公務控」は、公的記録の中でも保存の必要度が特に高いものだった。統合後の秋田県では、旧県から引き継いだ「御布告控」と「御公務控」を再編綴して現用した形跡がある。

さて、「御公務控」には、維新政権下での久保田藩（秋田藩）および秋田県の動向が目を追って記録されている。当時の政治的状況が詳細に知



明治4年「御公務控」(11432)

られる貴重な史料と言えよう。

慶応四年（明治元年）の記録には、東北戦争の際に新政府と久保田藩の間で往復された文書が多い。明治二年には、東北戦争で降伏した藩の占領地管理に関する文書が見られる。

明治四年になると、秋田藩の「四大事件」に関する文書が目立つ。蒸気船購入の外債問題、志賀為吉少参事の襲撃事件、初岡敬治の内乱陰謀加担嫌疑、私鑄銭問題である。事件に関する政府との往復は、七月の廃藩置県、十一月の旧県統合の後も続いている。統合後も明治五年三月の新県開庁までは、旧秋田県で「御公務控」が作成された。

また、「御公務控」には、藩政改革や旧藩・旧県の組織を知る手掛かりとなる文書も残されている。例えば、廃藩置県直前の秋田藩については、職務分課と人員の比較的詳しいデータを得ることができる。その意味でも貴重な史料である。

当館では、平成十二年度の事業として、公文書書庫の「御公務控」をマイクロフィルムに撮影し、複製本一九冊にまとめ閲覧室に配架した。貴重文書書庫の「公務控」も、既に複製本が配架されている。

（公文書課 柴田知彰）



# 公文書館企画展示の紹介

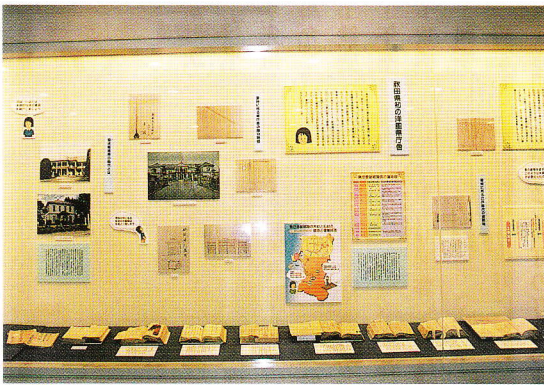
当館では、普及活動として平成五年度より企画展示を行っています。今年度は公文書課の担当で「一九〇一年の秋田県（仮題）」の予定で現在準備を進めています。今回は企画展示の概要と過去に行われた展示を振り返りつつ、今年度を実施する企画展示の紹介をしたいと思います。

なお本文は公文書課に関するもので、古文書課とは異なる点があるので、予め御了承ください。

当館の業務は大きく分けて①調査収集、②整理記述、③保存管理、④利用提供の四つの段階があり、企画展示に代表される普及活動はこの中の④利用提供に位置づけております。この「利用提供」は利用者とも密接に関わる業務であり、「歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供する」という館設置目的とも関わりがある重要な業務です。そのため、認知度を高め、利用者が円滑に利用できるようにの普及活動も非常に重要な業務と考えております。

次に過去に行われた企画展示を交えて今年度の展示を紹介したいと思います。

## ●平成五年度実施



「県庁文書に記録された秋田の近代建築」より（平成11年度実施）

「公文書で読む明治の学校教育」  
明治五年の「学制」施行以後の秋田県の初等、中等教育に関わる資料を年代順で紹介。小中学校の設立や明治期の教員養成に関する資料などを展示しました。

## ●平成七年度実施

「明治十年代 秋田の勸農政策」  
秋田県が勸農政策を推進した明治十年代の簿冊を使って勸農政策について農業技術史と勸農行政史に分けて紹介しました。県内の各種試験場や品種改良、養蚕業などを取り上げ

ました。

## ●平成九年度実施

「県庁文書で見る秋田の鉄道史」  
明治二十五年の「鉄道敷設法」制定以前が対象の「奥羽線の夜明け前」。「鉄道敷設法」が制定以後の奥羽線の敷設決定から三十八年の全通までの「奥羽線の建設と私鉄」。三十八年から大正末年に県内の主要鉄道網がだいたい完成するまでの「私線の建設と鉄道輸送」の三コーナーに分けて展示しました。展示方法としてはマスコットキャラを作って説明文をそのキャラクターがしゃべる形式で載せたり、イラストを配してみたりと、これまでの展示と比べて親しみやすい形を取りました。

また別コーナーとして公文書館の業務を紹介するコーナーも設置しました。

## ●平成十一年度実施

「県庁文書に記録された 秋田の近代建築」  
土木行政の建築宮籍関係の簿冊を紹介しました。すでに取り壊しや災害などで現存しない建築物も多く、それらを知る手段として、公文書の有用性をアピール出来たと思います。

昭和三十二年に焼失した旧県庁舎をはじめ、今では見られない貴重な建築物なども紹介することができました。前回と同様、イラストやカラ

ーパネルなども交えて、見やすい展示になるよう心がけました。

## ●平成十三年度実施予定

「一九〇一年の秋田県（仮題）」  
平成十三年は西暦二〇〇一年、新世紀の始まりの年となります。二十世紀の百年は日本はもちろん世界中で政治、経済、産業とあらゆる面で激動の時代でした。秋田県でもこの百年で様々な変化があり、現在の制度と連続性が見いだせるものもあれば、全く断絶してしまったものもあります。百年前の県政を窺える公文書を展示することで、この百年の変化を知ると同時に、記録保存の大切さを理解していただけるのではないかと考えています。

### 主な展示内容

- 一 「一九〇一年（明治三十四年）の秋田県諸統計」
- 二 「当時の地方制度のあらまし」
- 三 「秋田県政の重要施策」
- 四 「農林水産業、鉱業の景況」
- 五 「主な県内物産」
- 六 「学校教育」
- 七 「兵役制度」
- 八 「その他」

（佐竹氏来秋三百年祭ほか）  
当館では今後もより多くの方に楽しんでいただけるような展示を企画していきます。多くの方のご来館を心よりお待ちしております。

（公文書課 高橋 健治）



# 湊文書

湊文書は、昭和四十七年四月に秋田市の故湊貞輔氏の子息湊貞之氏から県立図書館に委託され、文書数一九七点（枝番を追加して二二二八点）で、翌年三月刊行の「秋田県歴史資料目録第九集」に目録が収録され、『湊文書』と命名された。天保期に郡奉行を勤めた湊曾兵衛家の伝来文書群である。

湊家は中世に秋田を支配していた湊安藤（安東）氏（のち秋田氏）の庶流で、初め安東氏を称していたが、佐竹義宣に侍鉄砲として仕官し、元禄期以降に湊氏にもどった。『諸士系図』（享保期成立）二一一一六「安倍姓湊氏」、湊二五「湊系図」（明和四年提出）、湊三一「湊家由緒書并系図」（明治五年、湊又右衛門提出）によると、湊家の家



湊98~151 回在中御用留書（19冊）

系は次のようになっていた。

「安東氏季（摂津守）秋田東太郎愛季先祖庶流」―某（孫太郎）―種季（右馬允）―恒季（弥次右衛門）―天英公二士鉄砲勤仕―湊道季（弥治右衛門）―一年季（弥治右衛門）―規季（弥七）―兼季（又右衛門）―国季（曾兵衛）―興季（又右衛門）―則季（弥七）

湊家の住居は築地下東町にあり、近世から明治にかけて同町の町役の地位にあり、その関係の史料も残されている（七三三点）。

石高は正徳四年（一七一四）の分限帳に「安藤弥次右衛門 四拾石」とあり、慶応元年（一八六五）の分限帳に「湊又右衛門 四十八石八斗七升八合大関端」と出ている。領地は四屋村（現大曲市）と三梨村（現稲川町）の支郷・京政村にあり、赤沢村丸木橋（現井川町）に開田があった。それらからの物成や小役銀の徴収関係の史料も残されている（三三八点）。

湊国季は役職に関わる御用日記を残しており、特に郡奉行として在方を回在中御用留書の「回在中御用留書」（写真）は、郡奉行の実務を詳細に記録しており貴重である。国季は、文政四年（一八二二）から天保十四年（一八四三）まで、二十年以上にわたり連

## 湊文書内訳（秋田県歴史資料目録第9集）

| 大項目       | 小項目    | 整理番号        | 点         |     |
|-----------|--------|-------------|-----------|-----|
| 総記        | 著作・出版  | 1           | 1         |     |
| 哲学・宗教     | 教訓・人生訓 | 2           | 1         |     |
|           | 神祇     | 3           | 2         |     |
|           | 仏教     | 4 ~ 5       | 2         |     |
|           | キリスト教  | 6 ~ 8       | 3         |     |
|           |        | 9           | 1         |     |
| 歴史・地誌     | 辞書・書目  | 10          | 1         |     |
|           | 隨筆・雜記  | 11 ~ 12     | 2         |     |
|           | 故実・典札  | 13 ~ 15     | 3         |     |
|           | 柳宮・御儀式 | 16 ~ 20     | 5         |     |
|           | 近世史    | 21 ~ 22     | 2         |     |
|           | 伝記     | 23 ~ 24     | 2         |     |
|           | 系譜・系図  | 25 ~ 26     | 2         |     |
|           | 家伝・家史  | 27 ~ 40     | 14        |     |
|           | 個人伝    | 41 ~ 73     | 33        |     |
|           | 地誌・紀行  | 74 ~ 79     | 6         |     |
|           | 社会科学   | 政治事情        | 80 ~ 190  | 111 |
|           |        | 行政          | 191 ~ 278 | 89  |
|           |        | 民法・私法       | 279 ~ 285 | 7   |
|           |        | 司法・訴訟       | 285       | 1   |
| 経済政策      |        | 286         | 1         |     |
| 金融・諸払     |        | 287 ~ 632   | 352       |     |
| 租税・貢納     |        | 633 ~ 716   | 85        |     |
| 社会病理・社会事業 |        | 717 ~ 718   | 3         |     |
| 教育        |        | 719         | 1         |     |
| 祭礼・年中行事   |        | 720 ~ 721   | 2         |     |
| 冠婚葬祭      |        | 722 ~ 734   | 14        |     |
| 礼儀作法・社交   |        | 735 ~ 916   | 183       |     |
| 軍事・国防     |        | 917 ~ 919   | 3         |     |
| 自然科学      | 数学     | 920         | 1         |     |
|           | 物理学    | 921         | 1         |     |
|           | 暦・曆法   | 22 ~ 938    | 17        |     |
| 工学・家政学    | 医学・薬法  | 939 ~ 944   | 7         |     |
|           | 道路     | 945 ~ 950   | 6         |     |
|           | 建築     | 951 ~ 988   | 38        |     |
|           | 繊維工業   | 989 ~ 996   | 10        |     |
|           | 食品工業   | 997         | 1         |     |
|           | 家事・家政  | 998 ~ 1035  | 38        |     |
|           | 住居     | 1036        | 1         |     |
| 産業        | 農業経済   | 1037 ~ 1138 | 106       |     |
|           | 農業土木   | 1139        | 1         |     |
|           | 蚕糸業    | 1140        | 1         |     |
|           | 林業     | 1141 ~ 1144 | 4         |     |
|           | 狩猟     | 1145 ~ 1147 | 3         |     |
|           | 商業     | 1148 ~ 1170 | 33        |     |
| 芸術・武道     | 絵画     | 1171 ~ 1173 | 3         |     |
|           | 書道     | 1174 ~ 1180 | 7         |     |
|           | 工芸・美術  | 1181        | 2         |     |
|           | 武道     | 1182 ~ 1189 | 8         |     |
|           | 遊芸・娯楽  | 1190        | 1         |     |
| 語学・文学     | 日本文学   | 1191 ~ 1196 | 6         |     |
|           | 外国文学   | 1197        | 1         |     |

続して日記を残している（安政六年に死去）。日記からわかる国季の役職は次の通り。

文政四〇七：御厩請払役  
文政九〇十：郡方見回役加勢  
文政十〇十三：郡方吟味役  
文政十三（天保元）：御副役  
天保三〇十四：郡奉行

国季の孫の則季（弥七）は、幕末の元治から慶応にかけて江戸を往復し、道中日記や江戸逗留日記を残している（日記類は全部で三三三三点）。また、湊家は、明治期後半にかけて大地主となつていくのであるが、それに関連する借用証（明治十三〇三十七年）も大量に残されている（約三三〇点、一八％）。湊文書の整理方法は整理番号が通し番号になつてはいるが、十進分類になつており、その内訳は別表の通り。内容別分類のため、たとえば湊曾兵衛書状がその内容によつて別々になつてはいるなどの問題があり、史料群の原秩序は

失われている。

今回の再整理の結果、史料総数は一八〇〇点であった。明治以降のものは四二〇点あり、三三％を占めている。内訳は書状（一四〇点）、覚（一三六点）などが多く、最も多いものは借用証や受取書などである。また、印刷物は三一点（木版二八点、刊本三三三点）で明治以降まで含めた史料群としては極端に少なく、写の四七点を差し引いた原本は九四％を占める。状態のわるいものは一割弱（九六六点、うち二二点は閲覧不能）であり、おおむね史料の状態はよい。

湊家に関連する他の史料としては、元禄家伝文書五通、秋田藩家蔵文書「湊弥次右衛門矩季家蔵文書」八通がある。ちなみに、本家の安藤家は秋田氏として三春藩主で近世を終えたが、曾兵衛の代に交際が復活し文政から明治初めまで年賀のやりとりが行われてはいる。（古文書課 佐藤 隆）



## ●資料保存施設を訪ねて

# 太田町教育委員会

太田町太田字新田尻三十四

太田町には「法隆寺金堂壁画模写」(町文化財指定)があります。法隆寺金堂壁画自体は昭和二十四年に焼失してしまいましたが、国立博物館と太田町に現在も模写が保存されています。

このうち同町保存の模写は同町出身の鈴木空如画伯により明治四十年から昭和六年までの二十六年間という歳月を費やして完成したものです。大壁四面はいずれも高さ三・一メートル、幅は二・六七メートルあり、小壁八面も高さは大壁と同じで、幅は一・五八メートルあります。太田町ではこの模写を収蔵するために役場に隣接している太田文化プラザに収蔵庫を設置しています。

この収蔵庫は内装は木張りで、二



十一号小壁「普賢菩薩」



収蔵庫内のようなす

四時間間空気調整をしており、温度は二四度、湿度は六〇パーセントに保たれています。

模写絵のほかには町内の方々から寄贈または寄託された古文書も保存されています。これらは木製の書棚に収納されていますが、この収蔵庫は温湿度が一定に保たれているので古文書を保管するにも最適です。なお、模写絵は年に一度太田文化プラザにおいて十二面すべてを公開しています。

## 古文書解読講座のご案内

当館では、本年度も左記の要領で、古文書解読講座を開催する予定です。この講座は古文書解読に関心のある方を対象に、当館所蔵の近世文書を教材として開館以来毎年行っているものです。古文書解読を通じて歴史の実証的研究方法や、古文書・公文書の保存と活用的重要性についての理解を深めることを目的としています。

期日 七月三十一日(火)

八月一日(水)

(同じ内容ですので、どちらか一日をお選び下さい。)

会場 公文書館三階多目的ホール  
定員 両日とも四〇人  
申込方法

往復ハガキに住所、氏名、受講希望日を明記の上、個人で申し込んで下さい。

申込先 〒〇一〇一〇九五二

秋田市山王新町一四一三一

秋田県公文書館古文書課

古文書解読講座係

申込期間 七月一日～十五日

## 市町村史料保存機関連絡協議会の開催について

当館では、今年度も「市町村史料保存機関連絡協議会」の開催を予定しています。

この協議会は、市町村で古文書を含む文化財の保存に関わる職員、市町村の史料保存施設の実務担当者、自治体史編纂過程での史料収集・整理などに携わる実務担当者、役場文書担当者などを対象として、公文書や古文書の整理・保存・利用などに関する情報交換を行うものです。

公文書の公開・非公開を含め、史料保存機関連絡の問題点、また日常業務のなかでの悩みや疑問点などが解決の一助となればと考えています。詳細については関係諸機関に追ってお知らせします。多数の参加をお待ちしています。

期日 七月二日(月)

内容 ①史料の整理・保存に関する情報提供

②史料整理・保存・利用・所在などに関する情報交換



## 公文書館 平成十三年度の事業計画

### ◆総括的事項

- ・『事業年報』第八号の発行  
(五月)

後期十月～十一月、館内特別展示室)

- ・館報「公文書館だより」の発行  
(四月上旬、十月上旬)

### ◆古文書課関係

- ・『研究紀要』第八号の発行  
(平成十四年三月)

・所蔵古文書の整理及び目録の整備

- ・特別整理期間による休館  
(十二月三日～十三日)

・中性紙封筒及び中性紙段ボール箱への収納  
・絵図の複製

- ・書庫燻蒸(未定)
- ・市町村史料保存機関連絡協議会  
(七月二日)

・古文書の修復  
・古文書のマイクロフィルム化・複製本製作

### ◆公文書課関係

- ・公文書の引継ぎ(六月)
- ・公文書の目録・行政資料目録の整備

・『野上陳令・陳孝日記』翻刻原稿執筆委員打合せ会  
(五月二十一日)

- ・公文書・行政資料公開冊数の追加・中性紙保存箱への収納促進

・『野上陳令・陳孝日記』翻刻本照合  
・『北家御日記』翻刻原稿の原本照合

- ・公文書の保存・廃棄の選別
- ・公文書の廃棄
- ・県政映画の補修・恒久保存とビデオ化

・『系図目録』の発行  
(平成十四年三月)

- ・公文書のマイクロフィルム化
- ・企画展示「一九〇一年の秋田県(仮題)」(前期八月～九月、

・古文書解読講座の開催  
(七月三十一日・八月一日、館内多目的ホール)

・古文書の所在・保存状況調査  
(県内十市町村・県外)

## 平成五年度引継公文書 評価選別状況

当館では平成九年度以降、県庁からの引継公文書について、歴史資料として保存するべき資料を選別するため評価選別を行っている。今年度は十二月末までに平成五年度引継分のうち土木部を除く本庁各課の簿冊について作業を終了しており、十二月末現在で一〇、八六九冊を評価選別して、八、〇九九冊の保存と一〇、一三四冊の廃棄を決定した。

今年度はこの他に本庁土木部等の評価選別を進めており、三月末までに全ての作業を終了する予定である。

(公文書課 三澤亜希子)

平成12年度評価選別状況(12月末現在)

| 部 名     | 総冊数    | 保存冊数 | 廃棄冊数   |
|---------|--------|------|--------|
| 総 務 部   | 1,188  | 51   | 1,137  |
| 企画振興部   | 947    | 306  | 641    |
| 健康福祉部   | 2,677  | 14   | 2,663  |
| 生活環境文化部 | 312    | 4    | 308    |
| 農 政 部   | 2,282  | 58   | 2,224  |
| 林 務 部   | 2,301  | 28   | 2,273  |
| 産業経済労働部 | 1,162  | 274  | 888    |
| 合 計     | 10,869 | 735  | 10,134 |

## 刊 行 案 内

当館では本年三月に『渋江和光日記』第八巻と所蔵古文書目録第四集『系図目録1』を刊行しました。

『渋江和光日記』第八巻は、天保二年(一八三一)四月から四年(一八三三)六月まで、藩の御相手番・渋江和光四一歳から四三歳にかけての日記です。当時の藩政の様子的一端を窺い知ることができます。

『系図目録』は当館貴重文書書庫に収蔵されている秋田藩士の系図関係史料を三冊に分けて刊行する予定です。今回はその一冊目として、享保期に藩がまとめた「諸士系図」(A二八八、二一五九〇・五九一)を中心に江戸時代前期の系図史料を収めました。

どちらも今後の当館の利用に役立てていただくようお願いいたします。

### 公文書館だより 第十四号

平成十三年四月一日発行  
編集発行 秋田県公文書館  
〒〇一〇一〇九五二

秋田市山王新町一四一三一

☎〇一八(八六六)八三〇一

印刷 株式会社 塚田美術印刷